

26高福指第292号
平成26年7月3日

各指定医療機関 様

高知県地域福祉部福祉指導課長

生活保護法改正に伴う医療機関の指定手続について

日ごろは、本県の生活保護行政にご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

この度、生活保護法の一部が改正され、同法による医療機関（病院、診療所、薬局）の指定制度が別紙のとおり変更となります。

現在、改正前の生活保護法により指定を受けている医療機関においては、法改正の施行日（平成26年7月1日）において改正後の生活保護法の指定を受けたものとみなされ（以下「みなし指定」という。）、みなし指定を受けた医療機関は、1年以内に改めて申請を行わなければ、生活保護法に基づく指定医療機関としての効力が失われます。

つきましては、下記により申請をお願いします。

記

1 提出書類

- ①医療機関指定申請書（別添様式）
- ②誓約書（別添様式）

※様式は福祉指導課ホームページからダウンロードできます。

(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060601/iryominashishitei.html>)

2 提出先 〒780-8570

高知市丸ノ内1丁目2-20

高知県地域福祉部福祉指導課 生活保護担当

3 提出期限 平成26年9月30日

※注1 法改正による手続きの期限は平成27年6月30日までとなっておりますが、指定手続きに日数を要すことから、出来るだけ上記期限までに提出ください。

注2 平成27年6月30日までに申請がない場合は、みなし指定の効力は失われます。

問い合わせ先

高知県地域福祉部福祉指導課

生活保護担当 竹内 宮脇

TEL 088-823-9624

FAX 088-823-9127